

骨材試験(大阪府の取扱要領による)



『コンクリート工事に関する取扱要領』

大阪府内では、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造で、3以上の階を有するか、または延べ面積が500m²を超える建築物については、「コンクリート工事に関する取扱要領」(大阪府内建築行政連絡協議会制定)が適用され、コンクリートの品質管理を行うことが定められています。品質管理試験のうち、骨材については、A. 登録試験所または、B. 工事施工者もしくは工事施工監理実務者がレディーミクストコンクリート工場から採取し、登録試験所で試験を実施しなければなりません(下図参照)。

該当試料(普通骨材)

- JIS A 5308 附属書 A「レディーミクストコンクリート用骨材」: 砂・砂利
- JIS A 5005「コンクリート用砕石及び砕砂」: 砕砂・砕石 など

試験項目

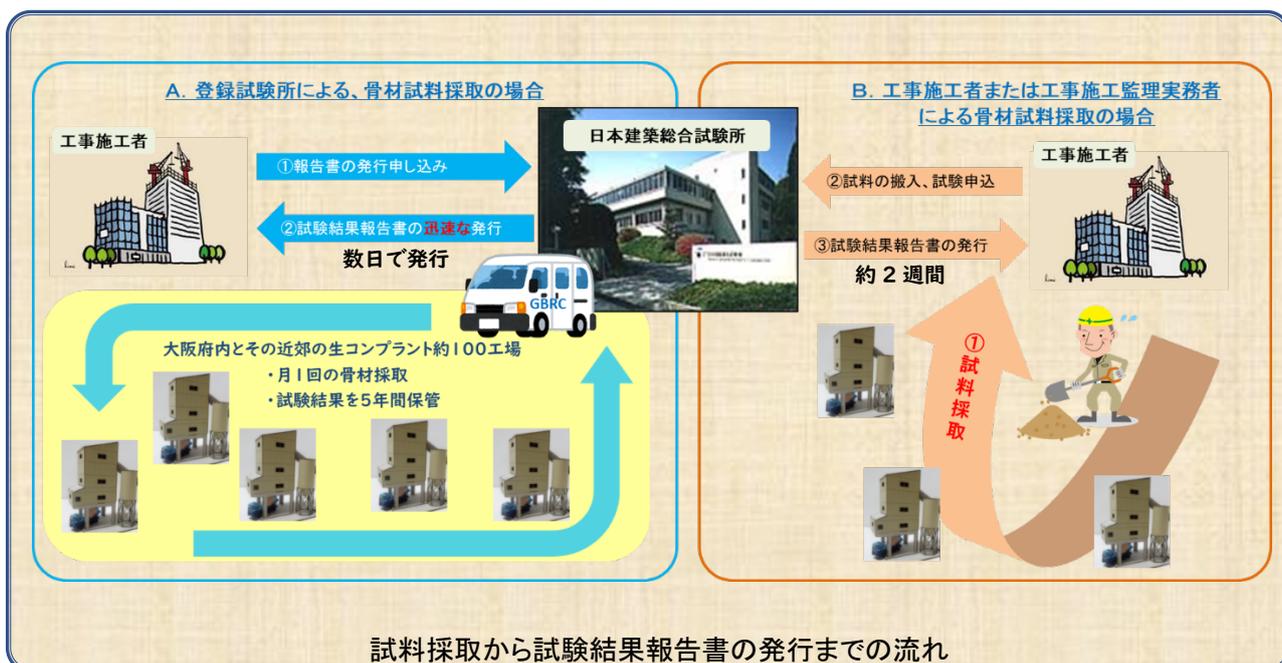
- JIS A 1109, JIS A 1110: 絶乾密度・吸水率試験 [採取者: A または B]
- JIS A 1102: 粒度試験 [採取者: A または B]
- JIS A 1145, JIS A 1146: アルカリシリカ反応性試験 [採取者: B のみ] (建築主または確認検査員の指示がある場合)

試験回数

工事開始前1回および工事中1回/月 (アルカリシリカ反応性試験は指示による)

試験から報告まで

当法人は、大阪府内建築行政連絡協議会に登録された試験所(登録試験所)であり、骨材の採取、試験および報告まで一連で実施しておりますので、試験が終了している試料であれば、報告書発行の依頼を受託してから数日で発行致します[採取者: A の場合]。また、採取された試料を搬入される場合には依頼を受託してから試験を開始しますので、試験結果の報告までの期間は約2週間となります[採取者: B の場合]。



【参考】大阪府内建築行政連絡協議会『コンクリート工事に関する取扱要領』及び解説